

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律について - 主体的に創意工夫して頑張る地域を総合的に支援 -

地域公共交通の活性化・再生の必要性

住民の足の確保、ユニバーサル社会の実現

活力ある都市活動、観光振興

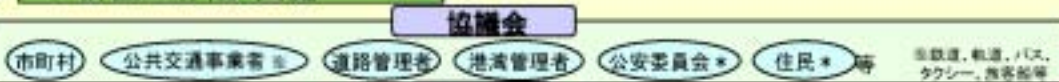
環境問題等への対応

スキーム概要

基本方針（国のガイドライン）

主務大臣（国土交通大臣・総務大臣）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する基本方針を策定  
※国家公安委員会、環境大臣に協議

1. 計画の作成・実施



地域公共交通総合連携計画

地域の関係者が地域公共交通について総合的に検討し、地域のバス交通の活性化や地方鉄道の活性化など地域住民の移動手段の確保、都市部におけるLRTやBRTの導入や、バスの定時性・速達性の向上、乗継の改善等、地域公共交通のあらゆる課題について、当該地域にとって最適な公共交通のあり方について合意形成を図り、合意に基づき各主体が責任を持って推進。国は、これを総合的に支援。



- 協議会の参加要請応諾義務（※公安委員会、住民は除く）
- 計画策定時のパブリックコメント実施
- 計画作成等の提案制度
- 協議会参加者の協議結果の尊重義務

- 予算等
- 計画策定経費支援
  - 関係予算を可能な限り重点配分、配慮
  - 地方債の配慮
  - 情報、ノウハウの提供
  - 人材育成 等

- 法律上の特例措置
- LRT整備に関する軌道事業の上下分離制度の導入
  - LRT車両購入費、BRTの車両購入費、オムニバスタウン計画に基づく施設整備事業等について自治体助成部分の起債対象化
  - 鉄道再生実施計画作成のための廃止予定日の延長
  - 関連交通事業法の事業許可等の手続きの合理化 等

国による総合的支援

【地域公共交通特定事業】

- LRTの整備
- BRTの整備、オムニバスタウンの推進
- 海上運送サービスの改善
- 乗継の改善
- 地方鉄道の再生

2. 新たな形態による輸送サービスの導入円滑化

関連交通事業法の事業許可等の手続きの合理化等

DMV(デュアルモード・ビークル)

軌道と道路の両方の走行が可能な車両



IMTS(インテリジェント マルチモード トランジット)

電気自動車による専用道路部分と一般道路の両方を走行する車両



水陸両用車



等

注1 LRT(Light Rail Transit)

低床・バリアフリー設計の新車の投入、屋根付きの快適な停留所、高速・定時性の確保等を組み合わせた環境を備えた次世代型低床電車システム

注2 BRT(Bus Rapid Transit)

輸送力の大きなノンステップバスの投入、バス専用レーン、公共車両優先システム等を組み合わせた高次の機能を備えたバスシステム

# 道路運送法の改正および運用について

## 道路運送法(昭和26年法律第183号)

### 平成14年2月改正

事業者間の競争を促進することにより、事業者間の創意工夫を活かした多様なサービスの提供や事業の効率化・活性化を通じたバスサービスの向上を図ることを目的として、乗合バス事業の規制緩和を主とした改正を実施

改正により、			
事業参入	路線ごと免許制	→	事業者ごとの許可制
事業計画	運行系統・回数認可制	→	路線ごとの認可 (運行計画→届出)
運賃	認可制	→	上限認可制 (上限の範囲内では事前届出制)
事業からの退出	許可制	→	原則6ヶ月前までの事前届出制

**少子高齢化・人口減少社会を迎え、利用者から求められるバスのあり方が変化**

### 平成17年3月30日付け通達

#### 「地域交通会議」の枠組みが規定

地域住民の足を確保する等の観点から、地方公共団体の主導の下、コミュニティバスなどを運行するために地域の関係者が議論し、協議が調ったものについては、許可等の手続きの弾力的な取扱いを行うことで、「地域・利用者でつくりあげる地域交通」の実現を支援するもの。

しかし、法第21条・第80条に基づくコミュニティバス・乗合タクシーについては、取り扱いがほとんど変わらないなど、会議設置のメリットが少なくほとんど活用されなかった。

### 平成18年5月改正

#### 目的

道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進する(中略)道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図る。

コミュニティバスや乗合タクシー、デマンドバス等地域ニーズに応じた新たな形態の輸送サービスなど、輸送形態の多様化に柔軟に対応することを目的とした改正を実施。

改正前は法21条の例外規定により地方自治体がコミュニティバス等を運行させることができたが、法改正により不可能になった。また、地域が必要と考える公共交通については、地域公共交通会議の設置および合意により、路線変更・運賃設定等についても手続きが弾力化。

そのため、地域公共交通会議設置のメリットは飛躍的に高まっている。

